

花見会計事務所だより No.78

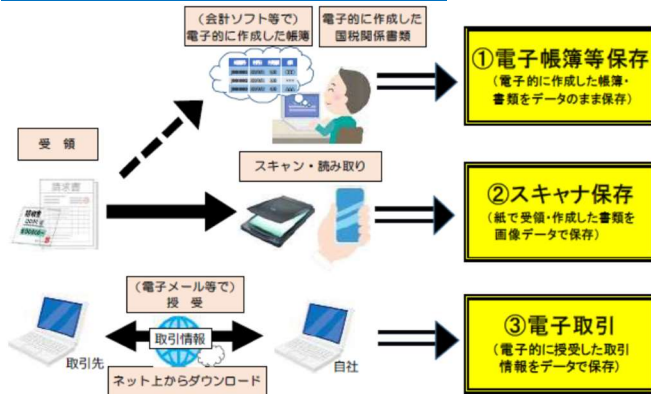
2022年 本年もよろしくお願いいたします。
 今回は、令和4年1月1日より改正施行されました電子帳簿保存法について確認したいと思います。



■ 電子帳簿保存法とは？

法人税法・所得税法などで、原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たしたうえで、電磁的記録データ(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

■ 電子帳簿保存法上の区分とは？



紙媒体による総勘定元帳に代えて、PDFファイルによる保存 など

紙媒体の領収書等をスキャナにてPDFファイルに変換し保存 など

紙媒体の領収書等の取得に代え、ECサイトの専用サイトからダウンロードして保存 など

■ ①電子帳簿等保存 及び ②スキャナ保存 に関する改正事項

- ・税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- ・タイムスタンプ要件、検索要件等が緩和されました。

⇒ **改正後の検索要件** 記録項目は、**取引年月日、取引金額、取引先** のみに限定

■ ③電子取引 に関する改正事項

- ・タイムスタンプ要件、検索要件等が緩和されました。(上記と同じ)
- ・適正な保存を担保する措置として、申告所得税及び法人税における電子取引に係る電子的記録について、その**電子的記録の出力書面等の保存をもって保存できる措置が廃止**されました。

⇒ ただし、**令和5年12月31日まで**に行う電子取引については、当該**電子データをプリントアウトして保存(紙出力による紙媒体での保存)**をし、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば**差し支えありません。**

(**従来通りの紙出力による保存も、令和5年12月31日までは認められます。**)

法人及び青色申告の個人事業者のすべてが対象になります。

お気軽にご相談ください。

池田より一言

花見会計事務所
 Tel : 026-248-7500
 Fax : 026-248-7507
 E-mail : info@hanami-kaikei.jp